このチェックシートは、様式第1号、第5号、第14号、第111号、第112号の届出時にご確認ください。（提出は不要です。）

提出不要

（記入日）　　令和　　年　　月　　日

（氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

35歳未満　通常保険料10,000円～19,000円を選択する場合のチェックシート

☐ **私は、記入日現在、35歳未満です。**

私は、以下のチェック項目について確認し、届出を行います。

チェック項目	チェック
1　現在、個人の認定農業者ではなく、直近の確定申告において、個人の青色申告を行っていない。 【政策支援区分1相当ではないことの確認（独立行政法人農業者年金基金法45条第1項第1号）】	☐
2　現在、個人の認定就農者ではなく、直近の確定申告において、個人の青色申告を行っていない。 【政策支援区分2相当ではないことの確認（独立行政法人農業者年金基金法45条第1項第2号）】	☐
3－1　政策支援区分１又は区分２の配偶者又は直系卑属ではない。 **＜配偶者の場合＞** **3－2　経営主と家族経営協定書を締結せず、経営に参画せず、かつ常時従事していない。** **※区分１又は区分２の配偶者でその者と家族経営協定書を締結していない。** 【政策支援区分3相当ではないことの確認（独立行政法人農業者年金基金法45条第1項第3号）】 **＜直系卑属の場合＞** **3－3　経営主と家族経営協定書を締結せず、経営に参画せず、かつ常時従事していない。** **※区分１又は区分２の直系卑属でその者と家族経営協定書を締結していない。** 【政策支援区分3相当ではないことの確認（独立行政法人農業者年金基金法45条第1項第4号）】	☐
4　現在、個人の認定農業者ではない。 **直近の確定申告において、個人の青色申告を行っていない。** 【政策支援区分4相当ではないことの確認（独立行政法人農業者年金基金法45条第2項第1号）】	☐ ☐
5　経営主から農業に常時従事している後継者として指定をされた直系卑属ではない。 **※経営主は、個人農業者（認定農業者又は認定就農者）、かつ青色申告者ではない。** 【政策支援区分5相当ではないことの確認（独立行政法人農業者年金基金法45条第2項第2号）】	☐

【ご注意いただきたい点】

① 上記の項目のすべてにチェックをすることができない場合は、35歳未満　月額10,000円～19,000円の保険料を選択できません。

② 加入又は額変更手続き後に、上記の項目に一つでもチェックをすることができない箇所が生じた場合は、お近くのJAで速やかに手続きをしてください。

③ 35歳以降は月額20,000～67,000円からの選択となりますので、35歳到達前にJAで必ず手続きをしてください。提出が遅れますと35歳からの月額未定のため保険料振替が行われません。

④ このチェックシートは、「被保険者証」、「被保険者のしおり」とともに、ご自身で保管をしてください。
※基金への提出は必要ありません。

ご不明な点がございましたら、お近くのJA、市区町村農業委員会又は農業者年金基金までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
独立行政法人農業者年金基金　業務部 適用・収納課　電話 03-3502-3944